

学生生活と人権

総合相談室では、カウンセリングとともに、人権相談への対応も行っています。人権相談は、ハラスメントの被害や加害に関する相談を想定しています。そもそも「人権」って何でしょうか？わかるようでわからない概念ですよね。そこで、今回は「人権」について取り上げます。

人権とは何か

現在の人権の定義のもとになっているのは、第二次世界大戦直後の1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」になります。

その第1条において、

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」としています。

第二次世界大戦で大規模な人権侵害によって膨大な人命が奪われたことへの反省から、こうした人権の定義が示されました（筒井，2022）。

ちなみに、現代の私たちの生活基盤となっている日本国憲法はこの人権思想に基づいて作られています（新井，2021）。

水のような存在としての人権

私たちは、ふつうに暮らしていると人権を意識することは少ないでしょう。

しかし、自分の自由が奪われるような事態に遭遇したり、尊厳を傷つけられると感じる言動を受けたりすると、人権を意識するのではないのでしょうか。

たとえるなら、人権は水のようなもので、当たり前のように手に入るうちは存在を意識することはないのですが、手に入りづらくなると初めて意識されるようなものと言えます（穴戸，2015）。

学生生活で起こりやすい人権侵害

それでは、学生生活ではどんな人権侵害が起こりやすいのでしょうか。

修学場面では、授業中に他の学生がいる状況で、「おまえは小学生以下だ」と罵倒される、指導教員から皮肉や嫌味を繰り返される、などといったものがあります。

また、課外場面では、飲み会で無理やりアルコールを飲まされる、「男のくせに、根性がない」と非難される、「女性がいると雰囲気明るくなっていいなあ」と揶揄されるなどがあります。これらは、すべてハラスメントと呼ばれる行為であり、人権侵害行為になります。

人権侵害をしない、されないためには

先ほど、人権は水のようにふだん意識することのない存在であると書きました。

しかし、侵害を受けていない時でも、人権という概念をあたまたの片隅で意識するように心がけておくと、いざ、自分自身の人権が侵害される、あるいはされそうな場面に遭遇した際、また、自分自身が他者の人権を侵害する、あるいはしそうな時に、素早くそのことを察知して、自分の身を守る行動をとりやすくなると思います。つまり、人権侵害への感受性が高まり、自分や自分のまわりの人の心やからだを傷つけないようにすることが可能となります。

例えば「女性がいると雰囲気明るくなっていいなあ」という発言を聞いた時、速やかにそのような言い方は女性を傷つける発言であることを指摘したり、傷ついた可能性のある人をケアすることができます。また、「女性がいると雰囲気が明るくなっていいなあ」と言ったことで相手が不快そうにしていたり、自分で違和感を持てば、速やかに相手の気持ちを確認し、謝罪することができます。誰かが「女性がいると雰囲気が明るくなっていいなあ」と言ったことによって傷ついたなら、すぐに傷ついたことに気付いて誰か信頼できる人に気持ちを聞いてもらったり、発言者に気を付けてほしいとお願いすることができます。

人権侵害を受けた、あるいは人権侵害をしたかもしれないと感じたときには、その事実から目をそらさずに、できるだけ早く、身近な信頼できる人に相談するか、総合相談室にご相談ください。

<引用文献>

新井誠他 2021 憲法Ⅱ 人権（第2版） 日本評論社

宍戸常寿編 2015 18歳から考える人権 法律文化社

筒井清輝 2022 人権と国家-理念の力と国際政治の現実 岩波新書

専任カウンセラー

井ノ崎 敦子

(2024年7月1日発行)